

○処分結果及び裁判結果の通知等について

令和7年3月18日

道本鑑第3997号（生企・刑企・交企・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、これまで「処分結果及び裁判結果の通知等について」（令
2．3．26道本鑑第4278号）により運用してきたところであるが、令和7年4月1日か
ら次のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用
に努められたい。

記

1 検察官からの処分結果の通知等

- (1) 司法警察員が送致又は送付（以下「送致等」という。）した事件について検察官
が処分を行ったときは、事件を送致等した司法警察員の属する所属（以下「事件送
致官署」という。）にその結果が通知される。
- (2) 前事項により通知された事件の被疑者について有罪の裁判が確定した場合におい
て、検察庁が既決犯罪通知書又は外国人既決犯罪通知書を作成したときは、事件送
致官署にその結果が通知される。
- (3) (1)の事項により通知された事件の被疑者について無罪、免訴、公訴棄却又は管轄
違いの裁判が確定したときは、無罪等裁判確定通知書により事件送致官署にその結
果が通知される。

2 処分結果通知書の添付

司法警察員が事件を送致等する場合は、本来、法務省が定める処分結果通知書（別
添）を当該事件記録の末尾に添付する必要があるが、北海道内においては、札幌高等
検察庁及び各地方検察庁と北海道警察との間の取り決めにより、「送致システムによ
る送致票データ等の作成・送付について」（令4．11．4 道本刑第2764号（情・生
企・交企・公1合同））に定められた送致システムにより送致票データを作成・送付
するときは、上記1の結果が通知されることから、原則として処分結果通知書を添付
する必要はない。

なお、送致システムにより送致票データを作成・送付できない場合及び検察庁から
特段の指示を受けた場合は、必ず処分結果通知書を当該被疑事件記録の末尾に添付し、
処分結果の通知を求めること。

※ 別添は省略